

こども文教委員会 令和4年6月17・20日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯・ひとり親世帯以外)の支給について

1 対象者

〈ひとり親世帯〉

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- (2) 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている者

〈ひとり親世帯以外〉

- (1) 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- (2) (1)のほか、令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満、令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児(以下、「新生児」)も対象とする)の養育者であって、次のいずれかに該当する者
 - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

2 支給手続

〈ひとり親世帯〉

- (1) 申請不要。6月24日に児童扶養手当受給口座に振込。
- (2)、(3) 申請必要。申請書類審査後、指定口座に速やかに振込。

〈ひとり親世帯以外〉

- (1) 申請不要。7月中旬に児童手当受給口座に振込。
- (2) 申請必要。申請書類審査後、指定口座に速やかに振込。ただし、新生児については申請不要とし、児童手当受給口座として申請した口座に振込。

3 支給金額

児童1人当たり一律5万円 ※いずれの世帯とも

4 区民への周知

(1) ホームページへの掲載 6月1日

(2) 区報、LINE、ツイッターでの周知

(ひとり親) 6月21日予定 (ひとり親以外) 7月11日予定